

議案第 9 号

野田市公契約条例の一部を改正する条例の制定について

野田市公契約条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公契約条例の一部を改正する条例

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市公契約条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公契約条例 (平成21年野田市条例第25号)

改 正 案	現 行
<p>(受注者の連帯責任等) 第8条 (略) 2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、建設業法(昭和24年法律第100号)又は製造委託等に<u>係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>(昭和31年法律第120号)を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。</p>	<p>(受注者の連帯責任等) 第8条 (略) 2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、建設業法(昭和24年法律第100号)又は<u>下請代金支払遅延等防止法</u>(昭和31年法律第120号)を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。</p>